

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	土木部	監理課	H20.4.1	建設業情報管理システム電算処理業務委託	システム基本料 @52,500/月 建設業許可電算 処理料 @2,100円/件 経営事項審査電 算処理料 @670円/件	東京都中央区新川1-4-1 財団法人 建設業情報管理 センター 理事長 六波羅 昭	建設業者の許可及び経営事項審査に係るシステムを開発・ 運営・管理しているのが(財)建設業情報管理センターであ り、国及び各都道府県は同センターへ業務委託している。 また、他に同様のデータを扱っている業者がないため。な お、同センターは単価を全国統一としている。	第167条の2 第1項 第2号
2	土木部	監理課	H20.4.14	経営事項審査等業務委託	2,870,280	長崎市桜町3-12 長崎県行政書士会 会長職務代行 阿南 実	審査に当たっては建設業法をはじめとする幅広い法律知識 が必要であるが、行政全般に亘る許認可等の申請書類の 作成・提出に精通しかつそれを業とする行政書士がその委 託の相手方として適切であり、外に隣接する法律専門職と して公認会計士、司法書士等も検討したが、建設業に関す る許可申請等の書類作成業務を専ら行政書士が法定業務 としており、人員・報酬単価の両面からも他と競争できず相 手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
3	土木部	建設企画課	H20.4.1	工事实績情報サービス及び測量調査設計業務実績情報サービス利用	2,362,500	東京都港区赤坂7-10-20 財団法人 日本建設情報総 合センター 理事長代行 門松 武	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 日本建 設情報総合センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
4	土木部	建設企画課	H20.4.1	企業情報(発注者支援データベースシステム)の利用	1,890,000	東京都千代田区二番町3 財団法人 建設業技術者セ ンター 理事長 三谷 浩	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 建設業 技術者センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
5	土木部	建設企画課	H20.4.1	公共事業技術情報システム運用管理業務委託	10,458,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 久保 東	システムの著作権及びプログラムソースを株式会社 NDK COMが保有しているため、他社が行う場合は別途費用が 発生する。	第167条の2 第1項第2号
6	土木部	建設企画課	H20.4.1	業者管理・工事執行管理システム維持管理業務委託	4,515,000	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支 店 支店長 田中 大吾	システムの著作権及びプログラムソースを日本電気株式会 社 長崎支店が保有しているため、他社が行う場合は別途 費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	土木部	建設企画課	H20.4.1	土木工事積算システム運用管理業務委託	8,263,500	長崎市出来大工町36 扇精光株式会社 代表取締役 池田 正志	システムの著作権及びプログラムソースを扇精光株式会社が保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
8	土木部	建設企画課	H20.4.1	土木積算歩掛データ改訂業務委託	23,887,500	長崎市出来大工町36 扇精光株式会社 代表取締役 池田 正志	システムの著作権及びプログラムソースを扇精光株式会社が保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
9	土木部	建設企画課	H20.4.1	土木部職員等専門研修業務委託	8,400,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下 伸生	土木関係職員の研修を行っているのは、県内で唯一、財団法人 長崎県建設技術研究センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
10	土木部	建設企画課	H20.4.1	電子入札システム運用管理業務委託	10,164,000	福岡市中央区長浜2-4-1 東芝ソリューション株式会社 九州支社 支社長 新津 申朗	システムの著作権及びプログラムソースを東芝ソリューション株式会社が保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
11	土木部	建設企画課	H20.4.1	プログラムサポートサービス契約	2,362,500	東京都港区赤坂7-10-20 財団法人 日本建設情報総合センター 理事長代行 大石久和	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 日本建設情報総合センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
12	土木部	建設企画課	H20.4.2	災害補助・用地管理システム維持管理業務委託	1,974,000	長崎市西坂町2-3 富士通株式会社 長崎支店 支店長 元木 泰光	システムの著作権及びプログラムソースを富士通株式会社長崎支店が保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
13	土木部	建設企画課	H20.4.11	公共工事現場点検強化事業業務委託	39,585,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下 伸生	県の土木行政に精通し、公共工事現場経験が豊富な技術者を擁している。行政代行機関としての信頼もあり、当センター以外に委託先はない。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	土木部	建設企画課	H20.5.1	総合評価審査補助業務委託	28,035,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下 伸生	県の土木行政に精通し、総合評価方式について知識が豊富な技術者を擁している。行政代行機関としての信頼もあり、当センター以外に委託先はない。	第167条の2 第1項第2号
15	土木部	建設企画課	H20.7.4	総合評価審査補助業務委託(その2)	17,325,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下 伸生	県の土木行政に精通し、総合評価方式について知識が豊富な技術者を擁している。行政代行機関としての信頼もあり、当センター以外に委託先はない。	第167条の2 第1項第2号
16	土木部	建設企画課	H20.7.7	土木部広報誌作成業務委託	2,289,000	長崎市東古川町1-5 ヨンエフ 代表 吉田 隆	土木部広報誌は昨年度創刊したものであり、創刊にあたってはデザインコンペを実施し業者の選定を行った。今年度は、コンセプト、デザインを継続することで広報誌の定着を図りたいので、引き続き昨年度の業者と契約した。	第167条の2 第1項第2号
17	土木部	建設企画課	H20.9.17	業者管理・工事執行管理システム改修業務委託	6,877,500	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社長崎支店 支店長 田中 大吾	システムの著作権及びプログラムソースを日本電気株式会社 長崎支店が保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
18	土木部	建設企画課	H20.11.4	「土木の日」パネル展企画業務委託	2,283,500	長崎市栄町5-5 株式会社 創見 代表取締役 早田 利充	プロポーザル方式により選定された業者と契約するため	第167条の2 第1項第2号
19	土木部	建設企画課	H20.11.21	業者情報システム改修業務委託	3,885,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 久保 東	システムの著作権及びプログラムソースを株式会社 NDKCOMが保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
20	土木部	建設企画課	H21.1.29	業者管理・工事執行管理システム改修業務委託(地方機関再編対応)	4,158,000	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支店 支店長 田中 大吾	システムの著作権及びプログラムソースを日本電気株式会社 長崎支店が保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	土木部	建設企画課	H21.1.29	PEIS EUC(Accessリンク)等改修業務委託	2,257,500	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 久保 東	システムの著作権及びプログラムソースを株式会社 NDKCOMが保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
22	土木部	建設企画課	H21.2.27	指名業者選定システム改修業務委託	2,110,500	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 久保 東	システムの著作権及びプログラムソースを株式会社 NDKCOMが保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
23	土木部	道路建設課	H21.3.5	島原・天草・長島架橋基礎調査委託(風観測)	4,410,000	長崎市エminent葉山町18-8 いであ(株)長崎営業所 所長 西本 洋一郎	島原・天草・長島架橋構想の実現に向けて、廃校となった小学校跡地にて風観測調査を行っていたが、南島原市が建物を第3者へ無償譲渡することに伴い、観測施設の撤去依頼があったため、新たな施設設置を短期間で行う必要があった。この条件を満たすのは、過去6年間風観測の実績を持ち、現地地形の把握ができており、データの蓄積による風向・風速の傾向に精通している(株)いであに限られるため。	第167条の2 第1項第2号
24	土木部	道路維持課	H20.4.1	道路交通情報業務委託	15,270,150	東京都千代田区飯田橋1-5-10 財団法人日本道路交通情報センター 理事長 伊藤 哲朗	(財)日本道路交通情報センターは、全国の道路交通情報を収集・分析・提供する目的で設立された唯一の機関であり、国土交通省、47都道府県等の地方公共団体及び旧道路関係公団と委託契約を締結しており、他に当該業務を委託できる機関がないため。	第167条の2 第1項第2号
25	土木部	道路維持課	H20.7.29	長崎県道路管理レベル検討業務委託	4,147,500	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	本業務を実施するには、業務内容に精通するとともに、個人情報が含まれる苦情処理等の内容を分析する必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは、主に県、市町の建設事業に関する業務を行っているため精通しており、また、公益法人として公平・中立的な立場において業務を行うため、高い機密性を有しているため。	第167条の2 第1項第2号
26	土木部	道路維持課	H20.8.19	長崎県建設技術ライブラリー(橋梁データ)整理登録業務委託	1,312,500	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	本業務は「建設技術ライブラリー」に登録されている膨大な電子ファイルの中から橋梁に関するデータを抽出し「橋梁情報管理システム」に追加することにより橋梁データベースの補完充実を図るものである。建設技術ライブラリーは(財)長崎県建設技術研究センターが運営・管理を行っている為、本業務を遂行できる機関は特定される。	第167条の2 第1項第2号
27	土木部	道路維持課	H20.8.19	平成20年度長崎県橋梁概略点検支援業務委託	2,835,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	国と本県の協議により、県民の安全安心のために、昨年度末橋梁の長寿命化計画が策定されたが、限られた期間内で多くの点検を行うための橋梁建設・維持補修経験を持つ人材を取りまとめられるのは当該機関に限られるため。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	土木部	道路維持課	H21.3.17	長崎県道路情報表示装置主制御機改造業務委託	4,200,000	長崎市松山町4-52 小糸工業(株)長崎営業所 所長 石井 辰男	道路情報板による情報提供にあたっては、道路利用者に対して、より有効かつリアルタイムな情報提供が要求されていることから、長崎県公安委員会と長崎県土木部が相互に連携・協力し、その運用を行っているが、老朽化に伴い、長崎県警がシステムの更新作業を行っている。この業務を小糸工業(株)が請け負っており、この改修に伴う土木部システムの設定・更新は長崎県警のシステム更新業務と密接な関係にある。また、土木部のシステムに使用されているソフトのプログラムについては、小糸工業(株)が製造したものであり、公開されていない。これらの理由により本業務を遂行できるのは小糸工業(株)に限られるため。	第167条の2 第1項 第2号
29	土木部	港湾課	H20.4.1	上五島空港照明施設維持管理業務委託	1,680,000	長崎県南松浦郡新上五島町 有川郷2780番地 株式会社 九電工 有川営業所 所長 崎山 一彦	当該業務は航空灯火施設の機能を常に完全な状態に保つことにより、航空機の安全かつ安定した運航を確保することを目的としている。 航空灯火施設は飛行機の航行の援助、離陸及び着陸を援助するために設置された施設であり、運航の安全性、就航率の向上を確保するために必要な航空保安施設の一つである。そのため、ひとたび施設に障害が発生し復旧が遅れた場合には当該空港の利用者に迷惑をかけることになる。 当該業務は土日祝日だけでなく盆正月といった休日においても運用開始前に点検を行い、また航空灯火施設に障害が発生した場合には早急に臨時点検を行うとともに復旧作業を実施する必要がある。そのため、島内に営業所等を有しかつ多数の技術社員(電気工事士)を恒常的に雇用している電気工事業者でなければ本業務を遂行することは不可能である。さらに航空灯火施設は空港施設特有のものであるため、航空灯火施設の維持管理業務の実績がなく、また航空灯火施設設置工事の施工実績が乏しい電気工事業者に委託することは信頼性が最も重要とされる本業務の性質上適さないと考えられる。 以上のことを総合的に検討した結果、当該業務を受託可能な電気工事業者は、盆正月等の休日においても緊急時の対応が可能な技術社員を島内に多数駐在させ、本業務を長年受託し航空灯火施設の機能を常に完全な状態に保ち続けた実績を有する当該委託業者しかいないと判断したため。	地方自治法施行令 第167条の2第1 項第2号

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	土木部	港湾課	H20.4.1	小値賀空港照明施設 維持管理業務委託	1,575,000	長崎県南松浦郡新上五島町 有川郷2780番地 株式会社 九電工 有川営業 所 所長 崎山 一彦	<p>当該業務は航空灯火施設の機能を常に完全な状態に保つことにより、航空機の安全かつ安定した運航を確保することを目的としている。</p> <p>航空灯火施設は飛行機の航行の援助、離陸及び着陸を援助するために設置された施設であり、運航の安全性、就航率の向上を確保するために必要な航空保安施設の一つである。そのため、ひとたび施設に障害が発生し復旧が遅れた場合には当該空港の利用者に迷惑をかけることになる。</p> <p>当該業務は土日祝日だけでなく盆正月といった休日においても運用開始前に点検を行い、また航空灯火施設に障害が発生した場合には早急に臨時点検を行うとともに復旧作業を実施する必要がある。そのため、島内に営業所等を有しかつ多数の技術社員(電気工事士)を恒常的に雇用している電気事業者でなければ本業務を遂行することは不可能である。さらに航空灯火施設は空港施設特有のものであるため、航空灯火施設の維持管理業務の実績がなく、また航空灯火施設設置工事の施工実績が乏しい電気事業者に委託することは信頼性が最も重要とされる本業務の性質上適さないと考えられる。</p> <p>以上のことを総合的に検討した結果、当該業務を受託可能な電気事業者は、盆正月等の休日においても緊急時の対応が可能な技術社員を島内に多数駐在させ、本業務を長年受託し航空灯火施設の機能を常に完全な状態に保ち続けた実績を有する当該委託業者しかいないと判断したため。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1 項第2号
31	土木部	港湾課	H20.4.1	県有財産貸付契約 (長崎港小ヶ倉1号上 屋敷賃借料)	1,647,993	長崎市国分町3-30 長崎県長崎土木事務所長崎 港湾漁港事務所 所長 本田 博徳	長崎港小ヶ倉柳地区上屋の利用のため、長崎県港湾整備事業会計(企業会計)所管の土地を借り上げるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1 項第2号
32	土木部	港湾課	H20.4.1	県有財産貸付契約 (長崎港小ヶ倉2号上 屋敷賃借料)	1,362,715	長崎市国分町3-30 長崎県長崎土木事務所長崎 港湾漁港事務所 所長 本田 博徳	長崎港小ヶ倉柳地区上屋の利用のため、長崎県港湾整備事業会計(企業会計)所管の土地を借り上げるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1 項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
33	土木部	港湾課	H20.4.1	県有財産貸付契約 (長崎港小ヶ倉3号上 屋敷賃借料)	1,804,677	長崎市国分町3-30 長崎県長崎土木事務所長崎 港湾漁港事務所 所長 本田 博徳	長崎港小ヶ倉柳地区上屋の利用のため、長崎県港湾整備 事業会計(企業会計)所管の土地を借り上げるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1 項第2号
34	土木部	港湾課	H20.4.1	平成20年度上五島空 港管理業務委託	6,500,000	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長 井上 俊昭	当該業務には、航空機事故、ハイジャック等の緊急時にお ける消火救難活動等への支援を含んでいるため、地元町に 委託する必要がある。	地方自治法施行令 第167条の2第1 項第2号
35	土木部	港湾課	H20.4.1	平成20年度小値賀空 港管理業務委託	6,500,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1 小値賀町長 山田 憲道	当該業務には、航空機事故、ハイジャック等の緊急時にお ける消火救難活動等への支援を含んでいるため、地元町に 委託する必要がある。	地方自治法施行令 第167条の2第1 項第2号
36	土木部	河川課	H20.10.27	長崎県内ダム維持管 理費用分析検討業務 委託	10,080,000	長崎市五島町5-48 八千代エンジニアリング(株) 長崎事務所 所長 有山 聡	本業務は、プロポーザル方式(17技第149号)に基づく発 注であり、審査の結果、八千代エンジニアリング(株)長崎事 務所を選定したことから、地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号により随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
37	土木部	景観まちづくり室	H20.6.10	にぎわい・やすらぎの まちづくり推進事業研 究会等支援業務委託	9,975,000	長崎市興善町5番1号 株式会社 三省設計事務所 代表取締役 三好 定和	プロポーザルにより選定した業者と契約するため。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	土木部	景観まちづくり室	H20.6.20	市町景観計画策定支援業務委託	3,995,250	東京都新宿区大京町11番地 28-2 株式会社 かいアソシエイツ 代表取締役 浦口 醇二	プロポーザルにより選定した業者と契約するため。	第167条の2 第1項 第2号
39	土木部	都市計画課	H20.4.1	長崎県違反広告物除却推進運動事務委託	1,500,000	佐世保市高砂町5-17 佐世保市保健環境連合会 会長 三宅 禎太郎	屋外広告物法に基づいて、知事の権限の一部を委任した違反広告物除却推進員を構成員とする当該連合会に相手方が限定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
40	土木部	都市計画課	H20.7.4	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (佐世保市)	11,116,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第6条に知事が行うものと定められているが、現地に精通した当該市の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から佐世保市へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項 第2号
41	土木部	都市計画課	H20.9.29	都市計画道路の見直しに関する将来交通量推計業務委託(諫早市)	1,260,000	長崎市中里町1182-1 (株)福山コンサルタント長崎営業所 所長 北郷 正治	本業務は、諫早市内における長期未着手の都市計画道路について、将来の交通量を推計することにより計画通り整備すべきか、それとも計画を変更または廃止するかを諫早市と共同で検討するものである。そのため、諫早市が先に契約した業者と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項 第2号
42	土木部	都市計画課	H20.11.28	JR長崎本線連続立体交差事業に関する設計業務	69,300,000	福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 石原 進	本業務は、JR長崎本線連続立体交差事業に伴いJR佐世保線早岐駅に移転する、車両基地の詳細設計を行うものであるが、詳細設計の対象となる車両基地の施設管理者は九州旅客鉄道株式会社であり、列車の安全運行確保の観点等から、施設的设计条件や構造形式を決定する権限が九州旅客鉄道株式会社にあることから同社へ委託するもの。	第167条の2 第1項 第2号
43	土木部	都市計画課	H20.12.15	都市計画の見直しに関する基礎調査委託 (長与町)	1,960,000	西彼杵郡長与町嬉里郷659-1 長与町長 葉山 友昭	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第6条に知事が行うものと定められているが、現地に精通した当該市の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から長与町へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
44	土木部	建築課	H20.4.1	構造計算適合性判定 業務委託	ピアチェック 1,000㎡以下 @ 92,400 1,000㎡を超え 2,000㎡以下 @131,250 2,000㎡を超え1 万㎡以下 @149,100 1万㎡を超え5万 ㎡以下 @203,700 5万㎡を超える @389,550 再計算 1,000㎡以下 @ 60,900 1,000㎡を超え 2,000㎡以下 @ 79,800 2,000㎡を超え1 万㎡以下 @ 88,200 1万㎡を超え5万 ㎡以下 @115,500 5万㎡を超える @210,000	長崎市魚の町3-3 社団法人長崎県建築設計事 務所協会 会長 吉原 殖男	当業務は、建築主事等から1建物ごとに原則14日以内の 期限内で求められる構造計算適合性判定の一部を委託する ものである。 判定を公正かつ確また迅速に実施するために、講習会 受講修了者同等の者が行う必要があるが、各講習会受講 修了者は各々の建築設計事務所に所属しており、判定依 頼の都度競争入札に付すのは困難である。 講習会受講修了者を迅速に確保できるのは、各講習会受 講修了者が所属する建築設計事務所を会員としている当 協会のみであり相手方が特定される。	第167条の2 第11項 第2号
45	土木部	建築課	H20.4.9	長崎県立埋蔵文化財 センター・壱岐市立一 支国博物館(仮称)建 設工事の監理業務	55,650,000	東京都港区赤坂1丁目12番 32号 株式会社 黒川紀章建築都 市設計事務所 代表取締役 黒川 未来夫	当事業は、設計から工事監理、施設運営までを行う事業 者グループをプロポーザルにより決定し、各事業者と契約 を行うこととなっている。 また、当該施設は調査研究成果と展示・交流を有機的に つなぐ埋蔵文化財センターと博物館が一体となった効率的 で機能的な施設で、弥生の原風景を彷彿させ、周辺環境と 調和した建物とするため、屋根の形状が複雑なデザインと なっており高度で専門的な工事監理が要求される。 工事監理する者が、設計内容・打合せ経過等を熟知して いなければ発注者が求める建築物の品質が確保できない 恐れがあり競争入札に付することが不利となる。	第167条の2 第11項 第6号

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
46	土木部	建築課	H20.6.16	平成20年度営繕積算システム等整備業務	2,517,953	東京都港区西新橋3-25-33 財団法人 建築コスト管理システム研究所 理事長 清水 令一郎	営繕積算システムは国土交通省と(財)建築コスト管理システム研究所が共同で開発管理しており、保守管理等を行える唯一の団体	第167条の2 第1項 第2号
47	土木部	建築課	H21.1.23	営繕積算システム単価特別調査業務	2,299,500	福岡市博多区博多駅前2丁目3-7 (財)経済調査会九州支部 支部長 吉原 重夫	公共建築物は現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質保持のため適正な単価設定が求められる。単価は民間建築物の建設動向の影響を受け、地域によっても異なるため、設定にあたっては、マクロかつミクロな調査能力が要求される。よって建設投資、需給予測などの調査研究に専門的な知識を備え、総合的な調査分析力を有していること、また本業務に関連する調査業務の豊富な受託実績もあり、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
48	土木部	建築課	H21.2.2	限界耐力計算法による構造計算業務委託	2,499,000	福岡市中央区渡辺通2-3-23 (社)日本建築構造技術者協会 九州支部 支部長 尾宮 洋一	本業務は建築物の構造計算を限界耐力計算法により検討する業務である。同計算法は構造計算を行う上で特別な計算手法であり、専門的な知識、技術を要する。また計算結果については複数の構造設計一級建築士などの専門家により構造レビューを行う必要がある。このような専門的知識、技術をもつのは同協会のみであり相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
49	土木部	住宅課	H20.4.1	平成20年度県営住宅管理システム維持に必要な運用支援及び技術支援業務委託契約	3,780,000	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム株式会社 代表取締役 平井 健司	本システムを開発した同社以外に約12,000戸の県営住宅管理を円滑に処理する事は、困難と思われる。また、公営住宅の家賃等について大幅な制度改正が近年実施されることが国から示されており、的確かつ迅速に対応できるものは本システムの開発、維持、保守管理、改修に至るまで担ってきた同社において他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
50	土木部	住宅課	H20.4.1	平成20年度県営住宅管理システム改修業務委託契約	6,720,000	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム株式会社 代表取締役 平井 健司	本システムを開発した同社以外に約12,000戸の県営住宅管理を円滑に処理する事は、困難と思われる。また、公営住宅の家賃等について大幅な制度改正が近年実施されることが国から示されており、的確かつ迅速に対応できるものは本システムの開発、維持、保守管理、改修に至るまで担ってきた同社において他にはない。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
51	土木部	住宅課	H20.6.13	20公委第1号 深堀 団地C郡(1期)実施 設計業務の委託	20,790,000	長崎市扇町31-8 株式会社宮本建築設計事務所 代表取締役 宮本 剛	平成19年度に深堀団地建替工事の基本設計業務のプロ ポーザルを実施したが、その際の公告に下記の条件を付し ていた為。 参考:公告 6その他(4)当該基本設計業務の締結とは、 基本設計で計画された1期工事の実実施設計業務(付帯業務 を含む)を行うものとする。	第167条の2 第11項 第2号
52	土木部	住宅課	H20.9.11	パーソナルコンピュ ータ機器及びソフトウ ェアの賃貸借及び保守 契約	4,903,920	長崎市万才町7-1 NECリース株式会社 長崎営業所 所長 本田 英成	オンライン端末機は、ホストコンピュータとの通信に独自の 通信手段を採用しており、ホストコンピュータメーカーの機 器に限定される。また、機器を提供する業者は業務運用中 の障害について、迅速に対応できる体制を維持していること が必須であるが、この機器を保守付きリース対応可能な業 者はNECリース(株)に限られる。さらに、現在のオンラインシ ステムで業務を運用するため、現在長崎県住宅供給公社 各事務所で使用しているパソコン及び通信機器を引き続き 再リースする必要性もあり、前契約会社であるNECリース (株)以外の契約は不可能である。	第167条の2 第11項 第2号
53	土木部	住宅課	H20.9.18	平成20年度木造住 宅総合対策事業「住 生活月間における住 情報提供業務」	2,100,000	長崎市五島町5-13 株式会社一広 代表取締役 池永 秀敏	本業務は、10月の住生活月間に合わせて、住まいや、暮ら しに関する県の事業やイベント行事、各種制度、施策、相談 窓口の紹介など県民に役立つ情報を提供するため、新聞 折込広告による広報活動を行うものである。 5社(うち2社辞退)による企画提案書の提出を受け、選定委 員会による選考の結果、広く県民の目に届く広報媒体を提 案した業者を1社選定し、契約を行ったため。	第167条の2 第11項 第2号
54	土木部	住宅課	H20.9.19	平成20年度木造住 宅総合対策事業「住 生活月間イベント・住 宅フェア開催運営補 助業務」	3,150,000	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 前原 晃昭	本業務は、10月の住生活月間に合わせて、住まいや、暮ら しに関する県の事業やイベント行事、各種制度、施策、相談 窓口の紹介など県民に役立つ情報を提供するイベント(住 宅フェア)を開催するものである。 5社による住宅フェアの企画・運営及び、事務局の運営補助 に関する業者企画提案プレゼンを行い、県民に最も情報を 提供できる提案をした業者を1社選定し、契約を行ったた め。	第167条の2 第11項 第2号
55	土木部	住宅課	H21.1.26	平成20年度住宅・建 築物の耐震化等に関 する情報提供業務	1,680,000	長崎市元船町13-2 株式会社和広エージェンシー 代表取締役 宮崎 利彦	本業務は、住宅や建築物についての耐震化やその他の情 報を広く県民に伝え、制度の普及や活用、法令の周知や遵 守が十分図られるよう、新聞折込広告等により、効果的で 効率的な広報活動を行うものである。 6社(うち2社辞退)による企画提案書の提出を受け、選定委 員会による選考の結果、最も適した企画提案書を提示した 業者を1社選定し、契約を行ったため。	第167条の2 第11項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
56	土木部	住宅課	H21.1.29	県営住宅定期調査における外壁調査業務の委託	7,035,000	長崎市三川町791-15 長崎県ビルリフォーム協同組合 代表理事 宮地 孝之進	本業務は、建物の定期調査として、外壁調査業務を委託により行うものであるが、同組合は赤外線装置と専門技術者を有し、資格要件である一級建築士も在籍している。なお、要件のみならば建築士事務所も条件を満たすが、同装置を所有していないため、同組合へ再委託となる可能性がある。 また、調査対象の団地が県内各地にあり、本委託を複数の業者に委託した場合、劣化判断が業者間でまちまちになり今後の改修計画に支障をきたす可能性がある。 同組合は多数の組合員からなる企業体であり、連携をとりながら的確な調査をすることが可能と考える。 よって、専門的機材及び技術者を擁しており安定した履行が見込まれる同組合への委託が適当と考える。	第167条の2 第1項 第2号
57	土木部	住宅課	H21.2.26	20単委第16号 城山団地花棟三点給湯器設置工事実施設計の委託	2,058,000	長崎市元船町17-1 長崎県住宅供給公社 理事長 森 邦芳	設計にあたっては入居中の住戸を調査する必要があるため、指定管理者である公社への委託が適当と考える。また、二次補正対策として急を要するため、県営住宅で同様な改修工事の設計および工事監理の実績のある、公社への委託が適当と考える。	第167条の2 第1項 第2号
58	土木部	住宅課	H21.2.26	20単委第17号 常盤団地三点給湯器設置工事実施設計の委託	1,123,500	長崎市元船町17-1 長崎県住宅供給公社 理事長 森 邦芳	設計にあたっては入居中の住戸を調査する必要があるため、指定管理者である公社への委託が適当と考える。また、二次補正対策として急を要するため、県営住宅で同様な改修工事の設計および工事監理の実績のある、公社への委託が適当と考える。	第167条の2 第1項 第2号
59	土木部	住宅課	H21.3.24	20公委(事)第7号 エレベーター付住戸改善工事監理の委託(深堀団地)	4,935,000	長崎市元船町17-1 長崎県住宅供給公社 理事長 森 邦芳	本工事の住戸内改善を行うに当たり、公社が行う通常の計画修繕工事との選別が必要になることから、既存の劣化、不具合状況を把握している公社へ随意契約した方が円滑な工事執行が図れると考える。また、住みながらの改善工事であることから、入居者との円滑な工事調整、意見聴取等を図る必要があるため、指定管理者である公社への随意契約が適当であると考え。	第167条の2 第1項 第2号
60	土木部	長崎土木事務所	H20.4.1	一般県道深堀三和線道路改良工事(監督補助業務委託)	15,645,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工品質の確保を図るための適切な工事監督がもたられているが、県職員以外でこれらの業務を円滑におこなうことのできるのは、当法人以外に見あたらないため。	第167条の2 第1項 第2項
61	土木部	長崎土木事務所	H20.4.1	主要地方道野母崎宿線道路改良工事(監督補助業務委託)	16,380,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工品質の確保を図るための適切な工事監督がもたられているが、県職員以外でこれらの業務を円滑におこなうことのできるのは、当法人以外に見あたらないため。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
62	土木部	長崎土木事務所	H20.4.1	複写機の複写サービスに関する単価契約(DC550+FS・DCCi450PS)	基本料金 @101,200/月 黒モード 22001~25000 @4.44円/枚 25,001~40,000 @4円/枚 40,001~ @3.56円/枚 フルカラーモード 1~1,000枚 @25円/枚 1,001~3,000 @22円/枚 3,001~ @20円/枚	長崎市万才町3番5号 富士ゼロックス長崎株式会社 営業補運部長 大杉 幸男	平成20年10月に新規導入を予定しており、現状でも使用に耐える状況であるため経過措置として当該契約複写機による「複写サービス契約における留意事項にて」(平成19年1月9日、18会第57号の3)を準用して1者随意契約とする。	第167条の2第1項第2号
63	土木部	長崎土木事務所	H20.4.1	19線重幹15-20浦上川線高架橋建設工事(仮設工)	6,405,000	長崎市新地町5-17 株式会社 上滝 代表取締役 上滝 満	平成18年度浦上川線高架橋建設工事(下部工P10)(工期:平成18年10月4日~平成19年10月10日、施工者:㈱上滝)において設置した仮栈橋、仮締切の仮設物は、当該工事完了後も鋼製橋脚架設工事、その後の上部工架設工事で引き続き使用する。 そのため上記工事により賃料契約で設置した仮設物については、工事後の賃料についても支払う必要がある。 土木工事積算資料(平成18年度版 長崎県土木部)によると、存置した仮設物の積算については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとしており、仮設物を設置した㈱上滝と賃料に関する随意契約と行うこととなる。 今回は、平成19年度に随意契約した浦上川線高架橋建設工事(仮設工)に引き続き平成20年度に係る仮設物賃料について、随意契約するものである。	第167条の2第1項第2号
64	土木部	長崎土木事務所	H20.4.1	主要地方道長崎南環状線道路維持補修委託(ながさき女神大橋交通管理)	6,190,800	長崎市元船町17-1 長崎県道路公社 理事長 藤井 健	高度な管理を必要とする女神大橋の有料区間を管理する長崎県道路公社に委託区間と一体として同等の管理を行わせるため。	第167条の2第1項第2項
65	土木部	長崎土木事務所	H20.4.1	一般国道202号駅前エレベーター保守点検業務委託	1,650,600	福岡市博多区住吉1丁目2番 25号 三菱ビルテク/サービス 株式会社 九州支社 役員理事支社長 小田 貢	当該施設の点検に必要な機材、技術(者)を有する業者が他にないため。	第167条の2第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
66	土木部	長崎土木事務所	H20.4.25	一般県道伊王島香焼線道路改良工事 (仮橋工)	10,500,000	長崎市梁川町15番12号 株式会社 中嶋組 代表取締役 中島圭代	本工事は一般県道伊王島香焼線道路改良工事(伊王島大橋下部工その2)により設置した架橋を契約済みである取付高架橋上部工工事においても引き続き使用するため、賃料及び損料を支払い、定期的な保守点検をおこなうものであり、本仮設構造物の所有権が当事業にあるため。	第167条の2 第1項 第2号
67	土木部	長崎土木事務所	H20.5.2	元村藤ノ尾地区 急傾斜地崩壊対策工事 (用地測量業務委託)	3,277,743	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項第2号
68	土木部	長崎土木事務所	H20.5.14	宮崎ダム 事後調査検討会 運営業務委託	1,837,500	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下 伸生	当該委託は地元関係者の意見を収集・評価することから、公正性が確保され、かつ迅速・丁寧な対応が要求される業務である。これを遂行できるのは、土木行政の業務代行機関としての信頼がおける公平・公正な機関であり、公共工品質確保技術者を有し、また同種業務に携わった経験豊富な技術者を要する当センター以外にはないため。	第167条の2 第1項第2号
69	土木部	長崎土木事務所	H20.5.20	平成20年度設計積算・工事管理業務委託(第1回契約)	20,511,750	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下 伸生	当該業務を実施するには、公共工事における品質確保、施工体制、関係法令、施工経験及び長崎県の土木行政に精通している必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を要し、平成6年度より県発注工事の設計積算及び工事管理業務を受託しており関係法令及び長崎県行政にも精通している。また、県が設立した財団法人であることから行政代行機関として信頼がおけ、業務の公平性・中立性が保持できる。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
70	土木部	長崎土木事務所	H20.5.20	平成20年度施工体制点検業務委託	3,068,100	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	当該業務を実施するには、公共工事における品質確保、施工体制、関係法令、施工経験及び長崎県の土木行政に精通している必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を要し、平成15年度より民間企業経験者4名を採用し公共工事の品質の確保と受注業者の施工体制に関し極めて精通している。また、県が設立した財団法人であることから行政代行機関として信頼がおけ、業務の公平性・中立性が保持できる。	第167条の2 第1項 第2号
71	土木部	長崎土木事務所	H20.5.20	道の尾駅前線 街路改築工事に伴う 用地取得事務委託	10,340,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	事業に必要な土地等の取得及びこれに伴う損失の補償に関する事務を土木部公共用地取得事務委託取扱要領(以下「要領」という。)に基づき業務委託を行うものである。 要領によれば、受託者は、市町村、長崎県土地開発公社、長崎県道路公社、及び市町村が設立した土地開発公社に限られており、その中で受託の意志を示しているのは、長崎県土地開発公社のみであることから、同公社と随意契約を行っている。 要領第3条では、受託者として市町村、県土地開発公社、県道路公社、市町村立土地開発公社を定めている。しかし、県土地開発公社以外の指定機関については、当該委託業務を受託できる組織人員体制がなく、また用地取得業務への精度も低い。県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として、設置したもので、損失補償基準、交渉・契約業務に最も精通し、安定した用地取得業務が遂行できる。 用地取得事務(あっせん業務)を他業者へ委託することは、「弁護士法第72条非弁護士の法律事務の取扱等の禁止」に抵触する可能性があるが、土地開発公社は、「公有地の拡大に関する法律」第17条第2項第2号により用地取得事務が認められている。よって、当該業務の相手方は、県土地開発公社以外にない。	第167条の2第1 項第2号
72	土木部	長崎土木事務所	H20.5.20	滑石町線 街路改築工事に伴う 用地取得事務委託	14,248,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	事業に必要な土地等の取得及びこれに伴う損失の補償に関する事務を土木部公共用地取得事務委託取扱要領(以下「要領」という。)に基づき業務委託を行うものである。 要領によれば、受託者は、市町村、長崎県土地開発公社、長崎県道路公社、及び市町村が設立した土地開発公社に限られており、その中で受託の意志を示しているのは、長崎県土地開発公社のみであることから、同公社と随意契約を行っている。 要領第3条では、受託者として市町村、県土地開発公社、県道路公社、市町村立土地開発公社を定めている。しかし、県土地開発公社以外の指定機関については、当該委託業務を受託できる組織人員体制がなく、また用地取得業務への精度も低い。県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として、設置したもので、損失補償基準、交渉・契約業務に最も精通し、安定した用地取得業務が遂行できる。 用地取得事務(あっせん業務)を他業者へ委託することは、「弁護士法第72条非弁護士の法律事務の取扱等の禁止」に抵触する可能性があるが、土地開発公社は、「公有地の拡大に関する法律」第17条第2項第2号により用地取得事務が認められている。よって、当該業務の相手方は、県土地開発公社以外にない。	第167条の2第1 項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
73	土木部	長崎土木事務所	H20.5.27	一般国道206号他5 線道路除草業務委託 (その1)	1,965,950	長崎市岡町2番13号 社団法人 長崎市シルバー 人材センター 理事長 南條保郎	当委託業務は琴海地区内の国道・県道の施行延長44kmにおける 除草業務である。(社)長崎市シルバー人材センターは「高齢者等 の雇用の安定等に関する法律」第41条第2項の規定により知事の 許可を受けた公益法人であり、定年退職者など高齢者への就業の 機会を促し、地域社会の福祉の増進を図る目的から当該業務を委 託するものである。	第167条の2 第1項 第3号
74	土木部	長崎土木事務所	H20.5.29	下曲川 通常砂防工事 (現場技術業務委託)	10,605,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下 伸生	当該委託の対象工事は、品質確保及び工程管理が難しい 工事である。このため、当委託業務の遂行に当たっては、 経験豊富な技術者による適切な工事監督が求められ、県 職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、公 共工物品質確保技術者を有し、工事監督業務の経験、実 績が豊富な当該センター以外にはないため。	第167条の2 第1項第2号
75	土木部	長崎土木事務所	H20.6.10	長崎本線道ノ尾駅 構内張出歩道撤去 工事	30,853,000	長崎市尾上町1-89 九州旅客鉄道(株) 長崎支社長 水野 正幸	高田南土地区画整理事業において、都市計画道路高田線の整備 に伴い、県道長崎多良見線のJR敷地側張出歩道を撤去する工事 工事箇所がJR軌道に隣接し、軌道敷内への立入や列車の運行管 理・保線との調整が不可欠であるため九州旅客鉄道(株)長崎支社へ 工事施工を委託する。	第167条の2第1 項第2号
76	土木部	長崎土木事務所	H20.6.20	平成20年度設計積 算・工事管理業務委 託(第2回契約)	3,684,450	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	当該業務を実施するには、公共工事における品質確保、施 工体制、関係法令、施工経験及び長崎県の土木行政に精 通している必要がある。(財)長崎県建設技術研究センター は、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を 要し、平成6年度より県発注工事の設計積算及び工事管理 業務を受託しており関係法令及び長崎県行政にも精通して いる。また、県が設立した財団法人であることから行政代行 機関として信頼がおけ、業務の公平性・中立性が保持でき る。	第167条の2 第1項 第2号
77	土木部	長崎土木事務所	H20.6.23	一般国道206号電線 共同溝整備工事(通 信系引込管路)	7,455,000	福岡市博多区東比恵2丁目 3番7号 エヌ・ティ・ティ・インフラネット 株式会社 九州支店 支店長 今村淳一	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝の整備区 間であり、利用者個々への電線管路の敷設のうち、官地部 を施行するものである。(民地部:電線管理者施工)新電線 類地中化計画において、引込管路は、官地部・民地部一体 の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減 らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託するもの である。(平成13年3月基本協定締結)	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
78	土木部	長崎土木事務所	H20.7.4	浦上川線高架橋建設 工事(仮設撤去工)	23,310,000	長崎市新地町5-17 株式会社 上滝 代表取締役 上滝 満	平成18年度浦上川線高架橋建設工事(下部工P10)(工期:平成18年10月4日~平成19年10月10日、施工者:㈱上滝)において設置した仮設橋工、仮締切工の仮設物は、当該工事完了後も鋼製橋脚架設工事、その後の上部工架設工事で引き続き使用する。 土木工事標準積算基準書によると存置した仮設物の積算については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものとしており、仮設物を設置した㈱上滝と賃料及び撤去に関する随意契約を行うこととなる。 今回はP10の鋼製橋脚架設工事の進捗により、仮締切工の撤去が必要となるため、仮締切工の撤去工事一式を随意契約するものである。	第167条の2第1 項第2号
79	土木部	長崎土木事務所	H20.7.4	毛井首地区 急傾斜地崩壊対策工 事 (用地測量業務委託 その2)	2,860,977	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項第2号
80	土木部	長崎土木事務所	H20.7.8	土砂災害警戒区域等 設定照査業務委託	3,276,000	東京都千代田区平河町 2-7-4 (財)砂防フロンティア 整備推進機構 理事長 森 俊勇	土砂災害防止法の制定による大きな役割の一つに土砂災害警戒区域等の設定がある、これは国民の生命及び身体の保護を目的としており、市町の策定する地域防災計画に大きく関わってくるものである。この区域の設定については建築法等における利害関係も発生することから第三者による公平かつ的確な判断が特に必要となるものであり、学識経験者等を有し照査業務が行える唯一の機関であると判断したことによる。	第167条の2 第1項第2号

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
81	土木部	長崎土木事務所	H20.7.8	三川(3)地区 急傾斜地崩壊対策工 事 (用地測量業務委託)	8,085,241	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項第2号
82	土木部	長崎土木事務所	H20.7.14	東立神(5)地区 急傾斜地崩壊対策工 事 (用地測量業務委託)	1,994,475	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
83	土木部	長崎土木事務所	H20.7.14	江川(3)地区 急傾斜地崩壊対策工 事 (用地測量業務委託)	7,728,325	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項第2号
84	土木部	長崎土木事務所	H20.7.14	宮ノ前(1)地区 急傾斜地崩壊対策工 事 (用地測量業務委託)	3,450,478	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
85	土木部	長崎土木事務所	H20.7.17	浦上川線 地盤調査・解析業務 委託	4,830,000	諫早市宇土町18-48 日本地研 株式会社 長崎支店 支店長 金子 晴信	<p>現在、浦上川線高架橋建設工事は、下部工P10～A2建設のため河川内に仮締切工を設置し、約12mの床堀を実施中である。</p> <p>当該工事は5月より床堀作業に着手したが、その頃より隣接する三菱重工長崎造船所幸町工場の外構フェンスの沈下、土間のクラック等、工事の影響と思われる事業損失が発生しており、これまで観測を行いながら工事を進めてきた。</p> <p>さらに6月下旬には、観測していたフェンスや土間といった工場外の工作物ではなく、工場内の少し離れた設備に異常が見つかり、工場関係者と協議しながら、現状把握と今後の対応を検討してきた。</p> <p>その結果、当該工事は、あと数ヶ月間の工期を要することや工場内での目に見えない異常が発生する恐れもあることから、事業損失に繋がる詳細な地盤変状を現地観測により調査し、あらゆる要因を検証した上で原因究明を行う必要がある。加えて残る工事がさらなる影響を及ぼすか検証する必要もある。隣接者が特殊機械を稼働している工場であり、原因究明及び検証には緊急性を要する。また、本業務を行うにあたっては、当該地域の地質特性に対する知識と現地状況の把握をいった熟知性も重要である。</p> <p>そこで、平成12年度に本工区の地質調査を請け負った日本地研(株)が他社に比べ当該地域の地質特性に対する知識もあり、現地状況を把握していることから、緊急性を最優先し、日本地研(株)との随意契約により本業務を実施する。</p>	第167条の2第1項第5号
86	土木部	長崎土木事務所	H20.8.22	磯道(3)地区 急傾斜地崩壊対策工 事 (用地測量業務委託)	2,588,250	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	<p>社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。</p>	第167条の2第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
87	土木部	長崎土木事務所	H20.9.30	一般国道206号他5 線道路除草業務委託 (その3)	1,407,900	長崎市岡町2番13号 社団法人 長崎市シルバー 人材センター 理事長 南條保郎	当委託業務は琴海地区内の国道・県道の施行延長44kmにおける除草業務である。(社)長崎市シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第41条第2項の規定により知事の許可を受けた公益法人であり、定年退職者など高齢者への就業の機会を促し、地域社会の福祉の増進を図る目的から当該業務を委託するものである。	第167条の2 第1項 第3号
88	土木部	長崎土木事務所	H20.10.1	平成20年度設計積 算・工事管理業務委 託(第3回契約)	1,675,800	大村市池田2-1311-4 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	当該業務を実施するには、公共工事における品質確保、施工体制、関係法令、施工経験及び長崎県の土木行政に精通している必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を要し、平成7年度より県発注工事の設計積算及び工事管理業務を受託しており関係法令及び長崎県行政にも精通している。また、県が設立した財団法人であることから行政代行機関として信頼が向け、業務の公平性・中立性が保持できる。	第167条の2 第1項 第2号
89	土木部	長崎土木事務所	H20.10.3	戸町3丁目鎌手地区 急傾斜地崩壊対策工 事(用地測量業務委 託その2)	3,149,149	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事 久保山 茂生	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
90	土木部	長崎土木事務所	H20.10.3	高浜ダム工事記録編集業務委託	1,260,000	長崎市上町1-35 (株)プロダクションナップ 代表取締役 中部 省三	本業務は、平成17年度から平成20年度(本業務における1回の撮影を含む)にかけて撮影を行った高浜ダム建設工事の記録映像の編集を行い、高浜ダム建設事業の資料映像となるビデオを作製することを目的としている。平成17年度から平成20年度までの記録映像の撮影については、(株)プロダクションナップと委託契約を行い、(株)プロダクションナップの企画によって行われてきたため、(株)プロダクションナップが著作権を所有している。他の業者が、記録映像の改変、複写等の作業の行う場合には、(株)プロダクションナップから映像の使用許可及び、使用料の支払いが発生するため、競争入札に適しないと判断されるため。	第167条の2 第1項第2号
91	土木部	長崎土木事務所	H20.10.6	一般国道206号電線共同溝整備工事(電力系引込管路)	11,002,021	長崎市城山町3番19号 九州電力 株式会社 長崎支店長 中川正裕	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝の整備区間であり、利用者個々への電線管路の敷設のうち、官地部を施行するものである。(民地部:電線管理者施工)新電線類地中化計画において、引込管路は、官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託するものである。(平成13年3月基本協定締結)	第167条の2 第1項 第2号
92	土木部	長崎土木事務所	H20.10.6	一般国道206号電線共同溝整備工事(通信系引込管路)	9,851,100	福岡市博多区東比恵2丁目3番7号 エヌ・ティ・ティ・インフラネット 株式会社 九州支店 支店長 今村淳一	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝の整備区間であり、利用者個々への電線管路の敷設のうち、官地部を施行するものである。(民地部:電線管理者施工)新電線類地中化計画において、引込管路は、官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託するものである。(平成13年3月基本協定締結)	第167条の2 第1項 第2号
93	土木部	長崎土木事務所	H20.10.6	一般国道206号電線共同溝整備工事(電力系引込管路)	8,878,415	長崎市城山町3番19号 九州電力 株式会社 長崎支店長 中川正裕	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝の整備区間であり、利用者個々への電線管路の敷設のうち、官地部を施行するものである。(民地部:電線管理者施工)新電線類地中化計画において、引込管路は、官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託するものである。(平成13年3月基本協定締結)	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
94	土木部	長崎土木事務所	H20.10.17	土砂災害防止法事前 縦覧業務委託(竿浦 町他7町)	2,415,000	西彼杵郡長与町吉無田郷 464-32 NPO法人 長崎県治水砂防 ボランティア協会 理事長 瓜生 宜憲	県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の 推進に関する法律」(以下、「土砂法」という。)に基づき、土 砂災害警戒区域等の指定を進めている。指定に際しては、 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律施行細則」(長崎県規則第62号 平成16年 8月31日)により区域の範囲、指定の目的、特別警戒区域 内での土地の利用制限や建築物の構造規制等を事前に周 知するため、2週間かけて一般へ必要な説明を行う事前縦 覧を行っている。 当委託業務は、事前縦覧の中で、当該地区の住民を対象 として、公民館等で直接個別に説明を行う業務全般を委託 するもので、不特定多数の住民への個別説明として土砂法 及び土砂災害に関する相当の知識とともに、適切な行政的 対応能力が求められる。 そのため、土砂災害対策に関する豊富な経験と知識や住 民への行政的な対応経験をもつ会員で構成されるNPO法 人治水砂防ボランティア協会との随意契約を行いたい。	第167条の2 第1項第2号
95	土木部	長崎土木事務所	H20.10.20	戸町2丁目(6)地区 急傾斜地崩壊対策工 事(用地測量業務委 託)	3,847,840	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 理事 久保山 茂生	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下 「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づ き、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して 官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査 若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ 迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可 を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正 にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協 会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団 体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性 さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、 本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信 用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが 妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと 合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項第2号
96	土木部	長崎土木事務所	H20.10.30	中島川河川維持修繕 工事(堰点検整備業 務委託)	6,825,000	福岡市博多区 博多駅南1-10-5 (株)丸島アクアシステム 九州支店 支店長 松本 伊佐男	この業務は、中島川の堰(福岡市博多区)にある 空気膨張式ラバー堰の修理点検を行なうものである。 ・本堰は、現在、空気漏洩を起こし機能を失っているため、 早期の修理点検が必要である。 ・本堰は、バイパス水路に操作室を有し、バイパス水路に 合わせた特殊な構造であるため、修理点検に際しては本堰 の機能に熟知した技術者が必要である。 また、修理に要する資材の中には、既存施設との整合を 要するため、本堰を製造したメーカーしか製作できないもの がある。 したがって、本業務の委託業者は、本堰の製造メーカーで あった(株)住友電気工業)から、ゴム堰に係わる事業の営業 譲渡を受け、平成19年度に本堰の保守点検業務を行った (株)丸島アクアシステム以外にないため、一者随意契約とす る。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
97	土木部	長崎土木事務所	H20.11.19	戸石(4)地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量業務委託)	1,576,921	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項第2号
98	土木部	長崎土木事務所	H20.12.26	神浦ダム堰堤改良工事(情報入力提供装置改造)	3,181,500	長崎市万才町7-1 日本電気(株)長崎支店 支店長 田中 大吾	本工事は、神浦ダム管理事務所に設置してある情報入力提供装置を改造し、NTT回線にて大瀬戸土木事務所向けへデータを出力し、長崎県河川砂防情報システム上にダム諸量を提供するものである。情報入力提供装置は、平成18年度から平成19年度にかけて日本電気株式会社が製作したものである。ダム管理制御処理装置のソフトウェアはメーカー独自の基本ソフトから製作されているため、日本電気株式会社以外の業者が今回対象の情報入力提供装置を改造するには、日本電気株式会社から基本ソフトの使用許可、使用料の支払いが発生する。また、本工事積算の参考とするため同種業者に見積依頼を行ったところ、日本電気株式会社以外の業者は「他社既設機器のソフトウェア改造には全体システムの責任を負えない」等の理由により全社辞退という結果であった。したがって、本業務を遂行できる業者は日本電気株式会社以外に見受けられないため。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
99	土木部	長崎土木事務所	H20.12.31	一般県道神ノ島飽ノ浦線交通安全施設等整備工事(監督補助業務委託)	3,885,000	大村市池田2丁目1311番地3 財団 法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、以下の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足する者であること。 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること。 公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等。 「公共工物品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立的公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。 	第167条の2 第1項 第2号
100	土木部	長崎土木事務所	H21.2.2	土砂災害防止法事前縦覧業務委託(芒塚町他)	2,415,000	西彼杵郡長与町吉無田郷464-32 NPO法人 長崎県治水砂防ボランティア協会 理事長 瓜生 宜憲	<p>県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」(以下、「土砂法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めている。指定に際しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則」(長崎県規則第62号 平成16年8月31日)により区域の範囲、指定の目的、特別警戒区域内での土地の利用制限や建築物の構造規制等を事前に周知するため、2週間かけて一般へ必要な説明を行う事前縦覧を行っている。</p> <p>当委託業務は、事前縦覧の中で、当該地区の住民を対象として、公民館等で直接個別に説明を行う業務全般を委託するもので、不特定多数の住民への個別説明として土砂法及び土砂災害に関する相当の知識とともに、適切な行政的対応能力が求められる。</p> <p>そのため、土砂災害対策に関する豊富な経験と知識や住民への行政的な対応経験をもつ会員で構成されるNPO法人治水砂防ボランティア協会との随意契約を行いたい。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
101	土木部	長崎土木事務所	H21.2.16	江川(3)地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量業務委託その2)	1,148,206	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項第2号
102	土木部	長崎土木事務所	H21.2.23	一般県道長与大橋町線電線共同溝整備工事(電力系引込管路)	15,826,072	長崎市城山町3番19号 九州電力株式会社 長崎支店長 中川正裕	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝の整備区間であり、利用者個々への電線管路の敷設のうち、官地部を施行するものである。(民地部:電線管理者施工)新電線類地中化計画において、引込管路は、官地部・民地部一体の工事であるため、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす目的から官地部の工事を電線管理者に委託するものである。(平成13年3月基本協定締結)	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
103	土木部	長崎土木事務所	H21.3.23	中島川広域河川改修 工事(電車軌道本高 上げ工事)	215,761,600	長崎市大橋町4-5 長崎電気軌道(株) 代表取締役社長 松本 容治	<ul style="list-style-type: none"> この事業は、中島川の河川改修計画に基づき中央橋の架替工事により路面高上げとなり、隣接する市道及び長崎電車軌道を約20cm高上げるものである。 長崎電車軌道は、長崎市中心部の公共交通施設として重要であり、軌道を日々高上げによる安全運行、並びに、軌道高上げと市道のすりつけ高上げは密接に関係しているため、河川管理者、市道管理者、電車軌道管理者の3者からなる「中央橋架替に伴う電車軌道高上げ工事に関する基本協定書」(以下「基本協定」という。)を平成18年10月6日に締結している。 基本協定第4条に工事の実施は、高上げ工事による安全性、財産の補償的要素から電車軌道管理者である長崎電気軌道(株)としている。 以上の理由により長崎電気軌道(株)と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
104	土木部	大瀬戸土木事務所	H20.4.1	一般国道206号道路 改良工事(現場技術 業務委託)	16,170,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。 <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足する者であること。 <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること。 <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工物品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。 	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
105	土木部	大瀬戸土木事務所	H20.5.13	一般国道206号道路 改良工事(西彼杵道 路)に係る用地取得 事務	3,114,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	(1)委託要領第3条では、受託者として市町村、県土地開発公社、県道路公社、市町村立土地開発公社を定めている。しかし、県土地開発公社以外の指定機関については、当該委託業務を受託できる組織人員体制になく、また用地取得業務への精通度も低い。 (2)県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として設置したもので、損失補償基準、用地交渉・契約業務に最も精通し、安定した用地取得業務が遂行できる。 (3)用地取得業務はあっせん業務に該当し、これを他の者に委託することは弁護士法第72条の「非弁護士の法律事務の取扱等の禁止」に抵触する可能性があるが、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第2号により、あっせん業務が認められている。 よって、当該業務の委託の相手方は、県土地開発公社以外になく、競争入札に適さないことから、随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
106	土木部	大瀬戸土木事務所	H20.5.21	施工体制点検業務委託	2,268,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	本業務は公共工事における品質確保、施工体制、関係法令及び土木行政に精通している必要があるが、財団法人長崎県建設技術研究センターは、長崎県発注工事の設計積算及び工事管理業務を長崎県より受託しており、関係法令や長崎県の土木行政にも精通しているため。	第167条の2 第1項 第2号
107	土木部	大瀬戸土木事務所	H20.5.21	設計積算及び工事管理業務委託	2,074,800	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	本業務は、土木工事積算基準に基づき積算を行い、その積算結果により入札を行うので、守秘義務を伴う。以上より、業務の守秘や職員の資質(中立性)等が必要であるため。	第167条の2 第1項 第2号
108	土木部	大瀬戸土木事務所	H20.6.17	平成20年度国道道道 路緑地(大瀬戸地区) 維持管理工事	1,654,149	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 920-12 社団法人西海市シルバー人 材センター 理事長 濱田 博之	社団法人西海市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体で、臨時的かつ短期的な就業等を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する公益法人である。 西海市の高齢化率は3割を超えている。また、西海市地域の有効求人倍率は0.40(平成17年度)と県平均(0.58)国平均(0.98)と比較すると大幅に低く、高齢者の市内の就業機会は困難であることから、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条、第40条の趣旨により、委託内容に見合った活動を積極的に行っている団体に対して高齢者の就業支援を直接的・間接的に行う必要がある。 西海市地域が高齢者にとって就業困難な地域であること、かつ県も高齢者等の雇用の安定等に関する法律の第5条により高齢者の雇用の安定等として規定されていることから、同法人と随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第3号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
109	土木部	大瀬戸土木事務所	H20.7.18	池崎地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量業務委託)	3,130,664	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下、「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士または調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査もしくは測量またはその登記の嘱託もしくは申請の適性かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。 本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するにあたっては、専門業務の適性さ迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
110	土木部	大瀬戸土木事務所	H20.8.21	川後(2)地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量業務委託)	4,452,000	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下、「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士または調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査もしくは測量またはその登記の嘱託もしくは申請の適性かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。 本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するにあたっては、専門業務の適性さ迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
111	土木部	大瀬戸土木事務所	H20.10.29	雪浦ダム曝気装置点検整備委託	1,102,500	福岡市中央区渡辺通1-1-1 株式会社 電業社機械製作所 九州支店 支店長 羽廣 弘	本業務は、ダム貯水池の水質保全対策として設置されている曝気装置設備の主部でもあるコンプレッサー装置内部の点検整備を行い、設備の機能を常に良好な状態に維持するために実施するものである。 なお、本設備はダム湖に空気を送り水の流れを作ることで、水温が均一な循環混合層を形成させ、植物プランクトンの増殖を抑える目的として設置されている装置であり、製造元である(株)電業社機械製作所九州支店しか保守・メンテナンスができないため1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
112	土木部	大瀬戸土木事務所	H20.12.24	一般国道206号道路改良工事(仮設工1)	5,628,000	西海市西海町木場郷563 株式会社 クボタ 代表取締役 久保田 忠	<p>降雨等により現場内から発生した濁水が、河川や水路等を介して海へ流れ出すことによる養殖等への影響を最小限に抑えることを目的として汚濁防止フェンスを設置している。</p> <p>工事が完了した後も、濁水の拡散を防止する必要があるため、引き続き汚濁防止フェンスを設置しなければならない。</p> <p>「平成20年度 土木工事標準積算基準書(参考資料)平成20年10月長崎県土木部発行」により、仮設物を存置した場合については、当初設置した業者と随意契約により行うものとなっているため、当初の設置業者と随意契約した。</p>	第167条の2 第11項 第2号
113	土木部	大瀬戸土木事務所	H20.12.25	一般国道206号道路改良工事(仮設工)	3,885,000	佐世保市日宇町2690 大栄開発 株式会社 代表取締役 野々下 和義	<p>降雨等により現場内から発生した濁水が、河川や水路等を介して海へ流れ出すことによる養殖等への影響を最小限に抑えることを目的として汚濁防止フェンスを設置している。</p> <p>工事が完了した後も、濁水の拡散を防止する必要があるため、引き続き汚濁防止フェンスを設置しなければならない。</p> <p>「平成20年度 土木工事標準積算基準書(参考資料)平成20年10月長崎県土木部発行」により、仮設物を存置した場合については、当初設置した業者と随意契約により行うものとなっているため、当初の設置業者と随意契約した。</p>	第167条の2 第11項 第2号

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
114	土木部	大瀬戸土木事務所	H21.2.26	一般国道206号道路 改良工事(現場技術 業務委託)	15,750,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。 1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足する者であること。 ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること。 ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 3. 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工事品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立的公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。 4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。	第167条の2 第1項 第2号
115	土木部	諫早土木事務所	H20.4.1	平成20年度一級河 川本明川水系半造川 樋門等操作管理委託	2,507,653	諫早市東小路町7-4 諫早市長 吉次 邦夫	日頃から河川パトロール等の充実が図れる。 豪雨時における水防活動の主体となる諫早市が緊急時に迅速かつ適正な対応を取れる。 本明川直轄区間で国土交通省が諫早市と同様の契約を結んでおり管理方法、責任の所在について地元の理解が得られやすい。	第167条の2 第1項第2号
116	土木部	諫早土木事務所	H20.4.1	田結港海岸環境施設 (緑地等)管理委託	3,150,000	諫早市東小路町7-4 諫早市長 吉次 邦夫	安全管理対策の必要性 営造物の安全確保と危険の未然防止 以上の理由により、行政責任がある市町に委託することで、その維持管理の適正化を図ることができる。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
117	土木部	諫早土木事務所	H20.4.1	平成20年度複写 サービス単価契約	基本料金 @60,000/月 黒モード 30,000~40,000 @1.50/枚 40,001~ @1.48/枚 カラー 1~5,000 @18.00/枚 5,001~ @17.00/枚	長崎市万才町3番5号 富士ゼロックス長崎株式会社 営業本部長 大杉 幸男	平成17年に契約し、設置した機器を引き続き使用することにより、搬入据え付け等の費用の節減が可能であり、かつ新たな機械操作方法等の習得が不用のため。	第167条の2 第1項第2号
118	土木部	諫早土木事務所	H20.4.2	平成20年度青写 真等の単価契約	青写真 A2 @33 A1 @66 A0 @107 A0A1 @175 2A0 @206 2原図(トレベ) A2 @300 A1 @600 A0 @1,200 A0A1 @1,800 PPCコピー A4 @15 A2 @225 A1 @510 A0 @1,020 A0A1 @1,500 2A0 @2,050 PPCコピー縮小 A0A1 A1 @1,000 A0A1 A3 @1,300 A1 A3 @300 PPCコピー拡大 A3 A1 @800 PPCコピー作成 A4 @600 PPC2原図縮小 A1 A3 @400 PPC2原図 2A0 @2,400 シャットフィルム A1 @3,000 A0 @5,000 A0A1 @8,000 A2 @1,500	長崎市江戸町8-15 株式会社 エピス堂コピー センター 代表取締役 本村 正敏	品目ごとに契約の場合、発注と支払事務が繁雑となるため、全ての品目について一者と契約する必要があることから、自動落札方式の競争入札に適しない。一者見積の理由 対象品目の特殊性から、契約相手方は当事務所周辺に営業店舗のある業者に限られるが、諫早市内では目的物が調達可能な県登録業者が一者しかないため。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
118	土木部	諫早土木事務所	H20.4.2	平成20年度青写真等の単価契約	シャットフィルム拡大 A3 A1 @3,000 CAD出力(普通紙) A0 @1,400 A0A1 @2,200 A1 @800 CAD出力(フィルム) A2 @2,000 A0A1 @8,000 CAD出力(トレ) A1 @1,000 A0A1 @2,800 A0 @1,800 カラーコピー A1 @5,400 折り方 A2 @11 A1 @20 A0 @40 A0A1 @60 2A0 @80 4A0 @160 クロス製本 A4 @230	長崎市江戸町8-15 株式会社 エピス堂コピーセンター 代表取締役 本村 正敏	品目ごとに契約の場合、発注と支払事務が繁雑となるため、全ての品目について一者と契約する必要があることから、自動落札方式の競争入札に適しない。一者見積の理由 対象品目の特殊性から、契約相手方は当事務所周辺に営業店舗のある業者に限られるが、諫早市内では目的物が調達可能な県登録業者が一者しかないため。	第167条の2 第1項第2号
119	土木部	諫早土木事務所	H20.6.5	平成20年度設計積算業務委託(1回目)	4,083,450	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものである。また、現在から将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのために、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が義務付けられている。 よって設計積算業務から、その後の適正な施工、工事管理及び工物品質の確保まで要求されることとなる。このことから「県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外にないため、随意契約を行うものである。 1.(財)長崎県建設技術研究センターは、県や市町村が施工する公共事業の円滑かつ適正な執行を支援・補完させるため、県自ら出資し設立させた唯一の公益法人であること。 2.長崎県が設立した財団法人であることから、行政代行機関としての信頼が置け業務の公平性、中立性、守秘性が保持できること。 3.公益法人であるため、長崎県が使用する積算システムと同じシステムを唯一の機関であるため、工事発注が迅速に行えと共施工中の工事費の増減積算が迅速に行えること。 4.財団法人であるため、諸経費を低減でき、低廉な価格で契約できること。 5.発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 6.法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 7.県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
120	土木部	諫早土木事務所	H20.6.5	平成20年度設計積算業務委託(2回目)	1,675,800	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものである。また、現在から将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのために、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が義務付けられている。</p> <p>よって設計積算業務から、その後の適正な施工、工事管理及び工物品質の確保まで要求されることとなる。このことから「県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外にないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (財)長崎県建設技術研究センターは、県や市町村が施工する公共事業の円滑かつ適正な執行を支援・補完させるため、県自ら出資し設立させた唯一の公益法人であること。 2. 長崎県が設立した財団法人であることから、行政代行機関としての信頼が置け業務の公平性、中立性、守秘性が保持できること。 3. 公益法人であるため、長崎県が使用する積算システムと同じシステムを利用し、土木工事標準積算基準書及び基本単価一覧表を県と共有する唯一の機関であるため、工事発注が迅速に行えと共に施工中の工事費の増減積算が迅速に行えること。 4. 財団法人であるため、諸経費を低減でき、低廉な価格で契約できること。 5. 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 6. 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 7. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。 	第167条の2 第1項第2号
121	土木部	諫早土木事務所	H20.10.10	平成20年度設計積算業務委託(3回目)	1,809,150	大村市池田2-1311-3 副 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものである。また、現在から将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのために、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が義務付けられている。</p> <p>よって設計積算業務から、その後の適正な施工、工事管理及び工物品質の確保まで要求されることとなる。このことから「県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外にないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (財)長崎県建設技術研究センターは、県や市町村が施工する公共事業の円滑かつ適正な執行を支援・補完させるため、県自ら出資し設立させた唯一の公益法人であること。 2. 長崎県が設立した財団法人であることから、行政代行機関としての信頼が置け業務の公平性、中立性、守秘性が保持できること。 3. 公益法人であるため、長崎県が使用する積算システムと同じシステムを利用し、土木工事標準積算基準書及び基本単価一覧表を県と共有する唯一の機関であるため、工事発注が迅速に行えと共に施工中の工事費の増減積算が迅速に行えること。 4. 財団法人であるため、諸経費を低減でき、低廉な価格で契約できること。 5. 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 6. 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 7. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。 	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
122	土木部	諫早土木事務所	H20.12.22	土砂災害防止法 (事前縦覧)業務委託	1,522,500	西彼杵郡長与町吉無田郷 464番地32 特定非営利活動法人 長崎県治水砂防ポラン ティア協会 理事長 瓜生 宜憲	<p>県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」(以下、「土砂法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めている。指定に際しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則」(長崎県規則第62号 平成16年8月31日)により区域の範囲、指定の目的、特別警戒区域内での土地の利用制限や建築物の構造規制等を事前に周知するため、2週間かけて一般へ必要な説明を行う事前縦覧を行っている。</p> <p>当委託業務は、事前縦覧の中で当該地区の住民等を対象として、公民館等で直接個別に説明を行う業務全般を委託するもので、不特定多数の住民への個別説明を行うためには、土砂法及び土砂災害に関する全般について、相当な知識とともに適切な説明能力が求められる。</p> <p>そのため、土砂災害対策に関する豊富な経験と知識や住民への行政的な対応経験をもつ会員で構成されており、唯一、当業務の実績があるNPO法人長崎県治水砂防ポランティア協会との随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項第2号
123	土木部	諫早土木事務所	H21.1.13	平成20年度設計積算業務委託(4回目)	3,351,600	大村市池田2-1311-3 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものである。また、現在から将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのために、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が義務付けられている。</p> <p>よって設計積算業務から、その後の適正な施工、工事管理及び工事品質の確保まで要求されることとなる。このことから「県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外にないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (財)長崎県建設技術研究センターは、県や市町村が施工する公共事業の円滑かつ適正な執行を支援・補完させるため、県自ら出資し設立させた唯一の公益法人であること。 2. 長崎県が設立した財団法人であることから、行政代行機関としての信頼が置ける業務の公平性、中立性、守秘性が保持できること。 3. 公益法人であるため、長崎県が使用する積算システムと同じシステムを利用し、土木工事標準積算基準書及び基本単価一覧表を県と共有する唯一の機関であるため、工事発注が迅速に行えと共に行う中の工事費の増減積算が迅速に行えること。 4. 財団法人であるため、諸経費を低減でき、低廉な価格で契約できること。 5. 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 6. 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 7. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。 	第167条の2第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
124	土木部	諫早土木事務所	H21.1.28	平成20年度設計積算業務委託(5回目)	1,139,250	大村市池田2-1311-3 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものである。また、現在から将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのために、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が義務付けられている。</p> <p>よって設計積算業務から、その後の適正な施工、工事管理及び工物品質の確保まで要求されることとなる。このことから「県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外にないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (財)長崎県建設技術研究センターは、県や市町村が施工する公共事業の円滑かつ適正な執行を支援・補完させるため、県自ら出資し設立させた唯一の公益法人であること。 長崎県が設立した財団法人であることから、行政代行機関としての信頼が置け業務の公平性、中立性、守秘性が保持できること。 公益法人であるため、長崎県が使用する積算システムと同じシステムを利用し、土木工事標準積算基準書及び基本単価一覧表を県と共有する唯一の機関であるため、工事発注が迅速に行えたと共に施工中の工事費の増減積算が迅速に行えること。 財団法人であるため、諸経費を低減でき、低廉な価格で契約できること。 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。 	第167条の2第1項第2号
125	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.4.1	長崎漁港丸尾町地区漁港施設管理業務委託	1,032,885	長崎市旭町27-26 株式会社シーマン商会 代表取締役 山下 善治	<p>丸尾町地区漁港施設の管理については、同地区内に当所監視員詰所がなく職員による迅速な対応が困難であるため管理業務の一部を委託している。(株)シーマン商会は、地域の事情や船舶関係の管理に精通し、且つ、区域内にある長崎市の宿泊施設の管理者として24時間体制で管理を行っており、事故等が発生した場合に即時対応が可能である。</p> <p>地域事情、当該業務に精通し且つ24時間体制で管理を行える委託先は他に見当たらないため、1者随意契約とした。</p>	第167条の2第1項 第2号
126	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.4.1	長崎出島ハーバー管理委託	5,974,500	長崎市福田本町1892 長崎サセットマリナ株式会社 代表取締役社長 松尾 哲郎	<p>当該施設は定期旅客船が頻繁に航行する区域であり、入出港管理や離岸時の誘導等の安全確保について高度な専門的能力を必要とする。長崎サセットマリナ(株)は、長崎県及び長崎市が出資して設立した第3セクターによる会社であり、当該業務について不足のない能力を有し、また公共性の担保という観点からも極めて高い信頼性を備えているため、1者随意契約とした。</p>	第167条の2第1項 第2号
127	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.4.1	長崎港内及び長崎漁港(三重地区)内海面清掃作業委託	27,117,300	長崎市国分町3-30 長崎清掃協議会 会長 金子 叔司	<p>港湾関係官署と関係事業所を中心に海面清掃を行う任意団体として設立された長崎清掃協議会は、公益的な団体であり、一般企業のような利潤を追求しないため、比較的安価な価格での委託が可能であるため、1者随意契約とした。</p>	第167条の2第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
128	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.4.1	長崎港福田地区港湾施設管理委託	18,011,700	長崎市福田本町1892 長崎サンセットマリーナ株式会社 代表取締役社長 松尾 哲郎	長崎サンセットマリーナ(株)は当該施設の前所有者であるため管理実績があり、現在も当該施設内で営業を行っているため、他社よりきめ細かくて迅速な対応が可能であることから、1者随意契約とした。	第167条の2 第11項 第2号
129	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.4.1	長崎港福田地区港湾施設(マリンハウス)管理委託	5,039,974	長崎市福田本町1892 長崎サンセットマリーナ株式会社 代表取締役社長 松尾 哲郎	長崎サンセットマリーナ(株)は当該施設の前所有者として管理実績があり、現在も当該施設内で営業を行っている。また他社よりきめ細かくて迅速な対応が可能であり、他に同様の者が見あたらないため1者随意契約とした。	第167条の2 第11項 第2号
130	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.4.1	常盤・出島地区親水護岸清掃業務委託	1,940,400	長崎市出島町10-15 長崎緑地公園管理事業協同組合 代表理事 野村 和夫	本委託業務を行う区域は、長崎水辺の森公園区域に隣接しており、当該公園と一体のものとして管理を行うのが望ましい区域である。また長崎緑地公園管理事業協同組合は、水辺の森公園の指定管理者として、同様の業務をすでに県から受任しており、競争入札に付することが不利と認められるため、1者随意契約とした。	第167条の2 第11項 第2号
131	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.4.1	松ヶ枝・元船地区港湾施設清掃業務委託	1,375,500	長崎市岡町2-13 社団法人長崎市シルバー人材センター 理事長 南條 保郎	(社)長崎市シルバー人材センターは公益法人であり、また「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、国や地方公共団体はこのような団体を育成することが求められているため、右記条項により、1者随意契約とした。	第167条の2 第11項 第3号
132	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.4.1	長崎港ターミナルビル塵芥処理委託	801,254	長崎市元船町17-3 長崎港ターミナル入居者協議会 会長 村木 威夫	長崎港ターミナルビルの共有部分で発生した塵芥を集積場所に集めた後の処理を、当ビル入居者が専用部分で集積した塵芥の処理とは別個に実施していたが、これを入居者団体である同協議会に委託し、一括処理したほうが効率的かつ経済的に有利と見込まれ、他に同様の者が見あたらないため1者随意契約とした。	第167条の2 第11項 第2号
133	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.4.1	長崎港小ヶ倉柳ふ頭荷役機械管理運営業務委託	7,039,620	長崎市出島町2-16 長崎港コンテナ・ミナル運営協会 会長 金子 叔司	柳ふ頭はコンテナ荷を扱っており、安全性の確保のためには荷役機械の特殊性や運転業務の技術力など機械及び現場の状況に精通する必要がある。当協会はこれまでもこれらの業務に携わっており、不測の緊急対応が万全であり、他に同様の者が見あたらないため1者随意契約とした。	第167条の2 第11項 第2号
134	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.4.18	長崎港柳ふ頭フォークリフトタイヤ交換	1,008,000	長崎市小ヶ倉町1-475 プリジストンタイヤサービス九州株式会社 南長崎店 店長 馬場 一稔	タイヤの摩耗によりパンクする恐れがあり緊急を要するため、また他の国産メーカーに大型フォークリフト等に対応した特殊車両用タイヤが存在しないため、プリジストン製に限られ、これを取り扱っている業者が少ないことや、納期限が間に合わない等の理由により随意契約とした。	第167条の2 第11項 第5号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
135	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.4.30	長崎漁港鳴鼓トンネル換気設備点検整備業務委託	8,715,000	長崎市川口町10-2 協和機電工業株式会社 代表取締役 坂井 俊之	ジェットファンの保守点検及び整備について、各種計測機器及び点検整備工場を有し、且つ、不測の事態に即対応できる経験と高度の技術力を有している県内の業者は協和機電工業(株)しかいないため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
136	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.5.20	長崎漁港鳴鼓トンネル内装板清掃委託	997,500	大村市寿古町752-1 建設サービス株式会社長崎営業所 所長 南 義則	業務に使用するトンネル清掃車を国土交通省佐賀国道事務所から借用することとしているが、その車両を使用した経験と実績を有する業者が、県内業者としては建設サービス(株)長崎営業所の他に見当たらないため、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
137	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.7.15	長崎港小ヶ倉柳地区コンテナ用クレーン点検調査業務	1,659,000	東京都港区港南2-16-5 三菱重工株式会社 取締役社長 大宮 英明	長崎港柳ふ頭のコンテナ用クレーンが何らかの原因で操作不能となり荷役作業ができない状況となった。電子系統内の部品が原因である可能性が高く今後の荷役作業に重大な支障を来す恐れがあり早急に点検調査を行う必要がある。クレーンの専門的な知識、点検等については製造メーカーでないと対応できない部分があるため、製造元の三菱重工(株)と随意契約することとした。	第167条の2 第1項 第2号
138	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.7.16	長崎港小ヶ倉柳地区代替クレーン賃借	10,170,000	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷700-1 有限会社東彼クレーン 代表取締役 田村 寅一	長崎港柳ふ頭のコンテナ用クレーンが何らかの原因で操作不能となり荷役作業ができない状況となったが、電子系統内の部品が原因である可能性が高く修繕が長期化する事態となった。毎週毎日にコンテナ船が入港する予定であるため、早急に代替クレーンをリースするものである。なお、緊急を要するため、県内で唯一、大型荷役機械を所有する(有)東彼クレーンと随意契約することとした。	第167条の2 第1項 第5号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
139	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.7.29	式見地区地域基盤 整備工事(水理模 型実験)	34,335,000	東京都千代田区内神田1- 14-10 財団法人 漁港漁場漁村技 術研究所 理事長 岸野 昭雄	<p>本業務は、大型台風来襲時に波浪が河川を遡上し、護岸を1m程度越波するため、効果的な防波対策を検討するものである。</p> <p>平成18年度に、従来の数値解析手法により解析(現象の再現)を試みたが、複雑な地形等のため、根本的な対策を講じるための十分な解析ができなかった。そのため、本業務では、より高精度の解析を行う必要があり、現地を的確に再現した水理模型実験の実施、及び 実験データを基にした数値解析が要求されるものである。</p> <p>財団法人 漁港漁場漁村技術研究所は、豊富な知識・知的を有し、県内のみならず、全国各地の漁港において、調査・計画・設計に関する数多くの業務実績がある。特に、本業務で求められる“特殊な地形や波浪条件下での水理模型実験”に精通している。さらに同所は、(独)水産工学研究所との協同研究により、新たな数値解析手法を独自に開発し、波浪変形・サーフピート(水位変動)・海浜流の全てを含む流動場の計算を可能としており、本業務では、同所が開発したモデルの適用以外に最適な解析手法が見当たらない。</p> <p>以上から、本業務に関する卓越した技術・知識・豊富な実績を有し、業務の的確な遂行ができる相手方は、同研究所に特定されるものである。</p>	第167条の2 第11項 第2号
140	土木部	長崎港湾漁港事務所	H20.8.7	長崎港環境整備工事 (緑地設計委託)	17,115,000	大村市大村本町927-2-4 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 長崎事務所 所長 飯田 滋雄	<p>本業務にかかる技術提案書の審査の結果、審査会において選定された業者であるため。(標準プロポーザル方式)</p>	第167条の2 第11項 第2号
141	土木部	長崎港湾漁港事務所	H21.1.27	工事監督業務委託	2,205,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	<p>本業務により工事の適正な履行を確保するためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督が求められる。これらの業務を円滑に行うことができるのは、他にいないため随意契約とした。</p>	第167条の2 第11項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
142	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H20.4.2	19線起単改第1111- 25号 主要地方道長崎南環 状線道路改良工事 (施工管理委託)	8,715,000	大村市池田2丁目1311番3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下伸生	<p>公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適正な工事監督が求められる。県職員以外でこれらの業務を円滑に行う事ができるには、下記の事項をすべて満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工物品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号
143	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H20.5.30	平成20年度施工体制 点検業務委託	1,260,000	大村市池田2丁目1311番3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下伸生	<p>公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適正な工事監督が求められる。県職員以外でこれらの業務を円滑に行う事ができるには、下記の事項をすべて満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工物品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
144	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H20.6.2	主要地方道長崎南環 状線道路改良工事 (積算委託)	7,730,100	大村市池田2丁目1311番3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下伸生	<p>公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適正な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行う事ができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号
145	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H20.6.9	主要地方道長崎南環 状線道路改良工事 用地取得事務委託)	3,793,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井健	<ol style="list-style-type: none"> 委託要領第3条では、受託者として市町村、県土地開発公社、県道路公社、市町村立土地開発公社を定めている。しかし、県土地開発公社以外の指定機関については、当該委託業務を受託できる組織・人員・体制がなく、また用地取得業務への精通度も低い。 県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として設置したもので、損失補償基準、用地交渉・契約業務に最も精通し、安定した用地取得業務が遂行できる。 用地取得業務は斡旋業務に該当し、これを他の業者に委託することは弁護士法第72条の「非弁護士の法律事務の取扱等の禁止」に抵触する可能性があるが、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第2号により、斡旋業務が認められている。 <p>よって、当該業務の委託の相手方は、県土地開発公社以外にない、競争入札に適さないことから、随意契約を行うものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
146	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H20.6.9	主要地方道長崎南環 状線道路改良工事 (施工管理委託)	61,950,000	大村市池田2丁目1311番3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下伸生	<p>公共工事は、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適正な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行う事ができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工物品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号
147	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H20.6.27	登記事務委託契約 (里道水路付替えに伴う登記業務)	2,942,341	長崎市五島町8番7号 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	<ol style="list-style-type: none"> 法的に、官公署等が行う嘱託登記に係る調査、測量から登記関係事務までの一貫した業務に寄与することを目的として設立された団体は、県内には公嘱協会のみで、他に競争する相手がない。 契約の相手方としては公嘱協会1者であるが、委託業務を遂行するにあたっては、当該協会が、地域や業務内容により最も適当と認められる者を会員の中から選任し当たらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。 委託料は、実際に現地に入り確認しなければ分からないため、現在行っているように、まず基本単価を協定し、業務の結果、必要なものを積み上げて支払う方法は理に適っている。 よって当該業務の委託の相手方は、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会以外になく、競争入札に適さないことから、随意契約を行うものである。 	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成20年度

限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
148	土木部	石木ダム 建設事務所	H20.4.11	石木ダム地域振興策 検討業務委託	2,362,500	大村市池田2丁目1311番3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	本業務は、説明会に用いる関連資料の作成及び意見のとりまとめ等を行うにあたり、迅速な対応が要求されることから、長崎県の土木行政を熟知・精通した行政代行として信頼がおける機関が実施する必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは長崎県が設立した法人で、これまで各土木機関より各種説明会、委員会等を受託しているなど経験豊富であり、本業務と密接に関係している「石木ダム周辺整備構想検討委員会」、「川棚川水系河川整備計画検討委員会」、「石木ダム計画概要説明会」及び「石木ダム環境影響評価準備書説明会」の運営を受託し、事業内容に精通しているため、本業務の遂行に最も適している。	第167条の2 第11項 第2号
149	土木部	石木ダム 建設事務所	H20.11.4	石木ダム広報活動業 務委託	966,000	大村市池田2丁目1311番3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 城下 伸生	本業務は、基調講演に用いる関連資料の作成及び意見のとりまとめ等を行うにあたり、迅速な対応が要求されることから、長崎県の土木行政を熟知・精通した行政代行として信頼がおける機関が実施する必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは長崎県が設立した法人で、これまで各土木機関より各種説明会、委員会等を受託しているなど経験豊富であり、本業務と密接に関係している「石木ダム周辺整備構想検討委員会」、「川棚川水系河川整備計画検討委員会」、「石木ダム計画概要説明会」、「石木ダム環境影響評価準備書説明会」及び「石木ダム事業計画説明会」の運営を受託し、事業内容に精通しているため、本業務の遂行に最も適している。	第167条の2 第11項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円